住友金属工業㈱住友金属鹿島火力発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する勧告について

平成１４年１０月２１日
経　済　産　業　省
資源エネルギー庁
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、住友金属鹿島火力発電所建設計画に係る環境影響評価準備書について、住友金属工業㈱に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

環境影響評価方法書提出	平成12年 2月29日
住民等意見の概要提出	平成12年 4月24日
知事意見提出	平成12年 7月18日
通商産業大臣勧告	平成12年 8月18日
環境影響評価準備書提出	平成14年 1月30日
住民等意見の概要提出	平成14年 3月18日
知事意見提出	平成14年 7月12日
環境大臣意見提出	平成14年 9月11日

問合せ先：原子力安全・保安院　電力安全課　鈴木正幸、伊藤
電話０３－３５０１－１７４２（直通）
０３－３５０１－１５１１（代表）
４９２１（内線）

別紙

【住友金属工業㈱住友金属鹿島火力発電所建設計画勧告内容】

１．運転開始後における温排水拡散範囲での環境監視は、水温等についてのみ行うこととしているが、水質及び海生生物等への影響も考えられることから、監視項目について検討し、必要に応じて追加すること。
　また、一般排水については、水質汚濁防止法及び県条例の規制値を遵守することとしているが、建設計画が詳細になる過程において、更なる負荷低減について検討し、検討結果を環境影響評価書に記載すること。

２．石炭の燃焼に伴い発生する可能性のある重金属等微量物質については、運転開始直後及び使用燃料の性状に大幅な変更があった場合には、発生源での監視を行うこと。

３．準備書において、主に使用する予定の石炭種４種が記載されているが、今後、その他の石炭種を選定するに当たっては、二酸化炭素排出量についても考慮すること。

４．発電所周辺及び貯炭場の海側にマウンドを構築する計画となっているが、環境影響評価準備書においては構内の緑化計画が詳細に示されていないため、植栽する樹種も含めて検討し、検討結果を環境影響評価書に記載すること。

５．茨城県レッドデータブック危急種のフジナデシコを播種及び移植することとしているが、実施に当たっては、適宜専門家の意見を聞き、適切な方法により実施すること。また、その旨を環境影響評価書に記載すること。

６．環境監視の結果、環境への影響が確認された場合、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、その旨を環境影響評価書に記載すること。